

(別表③)

高速乗合バスと高速ツアーバスの違い

運行形態	高速乗合バス(路線バス) ※1	高速ツアーバス(募集型企画旅行) ※2
お客様の契約の相手方	路線バス会社 ※3	旅行会社 ※4
お客様との契約の性質	運送契約	旅行契約
お客様との間で適用される約款	乗合運送約款	旅行業約款
実際に運行を行う者	路線バス会社 ※3 ご予約時点で確定しています。	旅行会社から運行を依頼された貸切バス会社 ※5 ご予約時点では確定していない場合があります。
運行車両	乗合バス車両で、「一般」または「乗合」の表示があります。	貸切バス車両で、「貸切」の表示があります。
利用方法	全席指定制(伊賀上野行きを除く)でご予約が必要ですが、当日空席があれば乗務員に直接運賃をお支払いいただくことでご乗車になれます。	事前に契約が成立している必要があり、旅行代金は旅行会社に支払います。当日バス乗務員に旅行代金を支払って乗車することはできません。
乗車までの手続	各停留所から直接ご乗車になれます。	予約時に指定された時刻までに、旅行会社から指定された場所で受付をしなければ乗車できません。
乗降場所	目印となるバス停留所標識等が設置されており、乗降場所も決まっています。	バス停留所標識は、通常は設置されていません。乗降場所は当日急遽変更される場合があります。
運行の確実性	ご予約のお客様がお一人でも運行いたします。	最小催行人員に達しなかったときは、運行されない場合があります。
キャンセル時の取扱い	乗車券に記載された出発時刻前にお申し出いただいた場合に限り、乗車券の払い戻しをいたします。その際は、以下の払戻手数料を頂戴いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・片道乗車券を払い戻す場合 片道普通運賃－手数料(100円)＝払い戻し金額 ・往復乗車券を払い戻す場合 往復割引運賃－手数料(200円)＝払い戻し金額 ・往復乗車券の復路乗車券を払い戻す場合(往路のみの払い戻しは不可) 往復割引運賃－片道普通運賃－手数料(100円)＝払い戻し金額 ※旅行代理店、コンビニエンスストア、インターネットでご購入した乗車券の払い戻しには、別途返金手数料がかかる場合があります。	取消手数料が徴収されます。 <標準旅行業約款の場合> ①乗車日の前日から起算してさかのぼって20日目～8日目 (日帰りの場合は10日目～8日目) 旅行代金の20%以内 ②乗車日の前日から起算してさかのぼって7日目以降(③～⑤の場合を除く) 旅行代金の30%以内 ③乗車日の前日 旅行代金の40%以内 ④乗車日の当日(⑤の場合を除く) 旅行代金の50%以内 ⑤乗車後のキャンセルまたは無連絡不参加 旅行代金の100%以内
事故時の対応 ※6	事故処理や損害賠償は路線バス会社(※3)が行います。	事故処理や損害賠償は旅行会社ではなく貸切バス会社が行います。なお旅行会社は標準旅行業約款に基づき、補償金・見舞金を支払います。 (死亡時1,500万円/入院2～20万円/通院1～5万円)

【参考】

- ※1) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業としての運行(近鉄高速バスはすべてこちらです)
- ※2) 旅行業法に基づく募集型企画旅行としての運行(近鉄高速バスでは取り扱っておりません)
- ※3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業者(近鉄バスや共同運行会社がこれにあたります)
- ※4) 旅行業法に基づく旅行者
- ※5) 道路運送法に基づく一般貸切自動車運送事業者
- ※6) 損害賠償債務が発生する場合